

平成29年 2月 9日

お客さま 各位

群馬県信用組合

キャッシュカードによる振込の一部利用制限について
(振込め詐欺防止対策)

平素は当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

現在、振込め詐欺の被害が多発しております。特に、キャッシュカードによる振込みに不慣れな高齢の方をATMに誘導し、預金を振込させる「還付金詐欺」が急増しています。

当組合では、こうした還付金詐欺の被害を防止するための緊急対策として、下記のとおりキャッシュカードによる振込取引を一部制限させていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 緊急対応の内容

次のお客さまは、ATMの振込限度額を「1,000円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによるATMでの1,000円超の振込取引ができなくなります。

(1) 対象となるお客さま

70歳以上のお客さまで、過去1年間キャッシュカードによるATMでの振込取引をされていないお客さま

(2) 対応開始時期

平成29年3月13日(月)

2. ATMによる振込取引を希望されるお客さま

緊急対応の対象となるお客さまで、キャッシュカードによる振込取引を希望される場合は、お手数をおかけしますが、平日の営業時間内にお取引店の窓口へお申し出ください。

本人確認のうえ、ATMの振込限度額を変更させていただきます。

以上